

仕 様 書

(内 容)

第1条 この仕様書は、広島市立北部医療センター安佐市民病院における複写機等の賃貸借に関する必要事項等について定めるものとする

(複写機の仕様等)

第2条 複写機等の設置場所、台数、機能及び仕様等は、別表1、別表2-1、別表2-2、別図1、別図2、別図3のとおりとする。機能及び仕様については必須条件を示すものである。

2 複写機の機種については、前項以上の性能を有しているものとする。

また、5機種(AからE)に分類しているが、分類ごとの条件の範囲内で5機種である必要はない。

3 複写機は、前第1項の条件を満たす日本メーカーの機器（11台全部を同一のメーカー）とする。

4 複写機は、前項に規定するもののほか、全ての機器において新品未使用品とし、且つグリーン購入法、エコマーク商品及び国際エネルギースタープログラムの基準等に適合したものでなければならない。

(設置等)

第3条 賃貸人は、令和6年4月1日までに複写機等を設置し、賃借人が使用可能な状態にしなければならない。

2 賃貸人は、賃借人のパソコンに対してドライバーのインストール及び使用に必要な設定等がある場合には、賃借人と協議の上、行うものとする。

3 賃貸人は、ネットワークケーブルの敷設が必要な場合には、賃借人と協議のうえ、行うものとする。

4 賃貸人は、複写機等の使用開始にあたり、必要に応じて賃借人の職員に機器の操作説明を行うものとする。

(保守点検)

第4条 賃貸人は、賃借人が良好に複写機等を仕様書のとおり使用できるよう、複写用紙を除き、機器使用に必要なソフトウェアの提供、消耗品及び部品の交換、機械の清掃、修理及び調整等の整備（定期・臨時）を賃貸人の負担において行うものとし、消耗品の補充については常に配慮し、欠品状態にならないようにしなければならない。

2 賃貸人は、少なくとも1か月に1回定期点検を行い、その結果について賃借人に報告するものとする。

3 賃貸人は、賃借人から故障等の連絡を受けた時は、速やかにこれを修理する等適切な処置を行い、その結果について賃借人に報告するものとする。

(最低使用枚数)

第5条 賃借人と賃貸人は協議により、複写機1台につき1か月あたりの最低使用枚数を設定することができるものとする。

2 1か月あたりの複写枚数が前項にて設定した最低使用枚数を下回った場合については、別途賃借人と賃貸人が協議し、これを定めるものとする。

(契約終了時等の対応)

第6条 貸貸人は、契約終了時、又は、契約解除等により貸貸人が変更となる場合、複写機の入れ替え等の作業が円滑に行われるよう、新たな貸貸予定者と調整を行うものとする。

2 貸貸人は、契約終了時、又は契約解除等により業務が終了する場合、賃借人が使用した複写機の日データ等は全て抹消し、このことを文書により賃借人に報告しなければならない。

(疑義等の決定)

第7条 この契約の履行に関し疑義を生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、賃借人と貸貸人が相互に協議し、これを定めるものとする。